

大気の汚染に係る常時監視結果の評価の方法

	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質
短期的評価	1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が、0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
長期的評価	1日平均値の2%除外値 ^{注1)} が0.04ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。
	ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成とする。		

	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質(PM _{2.5})
短期的評価		昼間の1時間値が0.06ppm以下であること。 【昼間とは】5時から20時まで	
長期的評価	1日平均値の98%値 ^{注2)} が、0.04ppmから0.06ppmまでの範囲内であるか、またはそれ以下であること。		【長期基準に関する評価】 1年平均値が、15μg/m ³ 以下であること。 【短期基準に関する評価】 1日平均値の98%値が、35μg/m ³ 以下であること。

注1) 2%除外値: 年間にわたる1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の1日平均値最高値

注2) 98%値: 年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%目に相当する日平均値

※ 2%除外値と98%値は、測定値の高い方から数えるか低い方から数えるかの違いはあるが、基本的には同じものである。通常は一致するが、有効測定日数によっては一致しない場合がある。

大気の汚染に係る指針

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

非メタン炭化水素
光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対する午前6時から9時までの3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内にあること。